

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年5月14日

【会社名】 株式会社ジェイ エイ シー リクルートメント

【英訳名】 JAC Recruitment Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松園 健

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング14階

【電話番号】 03 - 5259 - 6926

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング14階

【電話番号】 03 - 5259 - 6926

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 993,541,200円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	576,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 令和3年5月14日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（令和17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	576,300株	993,541,200	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	576,300株	993,541,200	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,724	-	100株	令和3年6月1日	-	令和3年6月2日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント 総務経理部	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
993,541,200	-	993,541,200

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額993,541,200円につきましては、運転資金等に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要(令和3年5月14日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)	
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 向原 敏和	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者 及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

##### b 提出者と割当予定先との間の関係(令和3年5月14日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

##### (株式付与ESOP信託の内容)

株式付与ESOP信託(以下、「ESOP信託」といいます。)とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした制度であり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有する制度(ESOP信託により従業員に株式の交付を行う制度を「本制度」といいます。)です。

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与ESOP信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定しています。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)とします。

本制度では、従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)は、予め定める株式交付規定に基づき対象となる従業員に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規定に基づき受益者となった者に対して交付が行われます。

当社株式の交付につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、信託管理人が本信託契約に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行はその指図に従い議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

本信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本信託の継続により、従業員は当社株式の株価向上による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上の仕組みとして有効と考えています。

#### (参考)本制度の概要

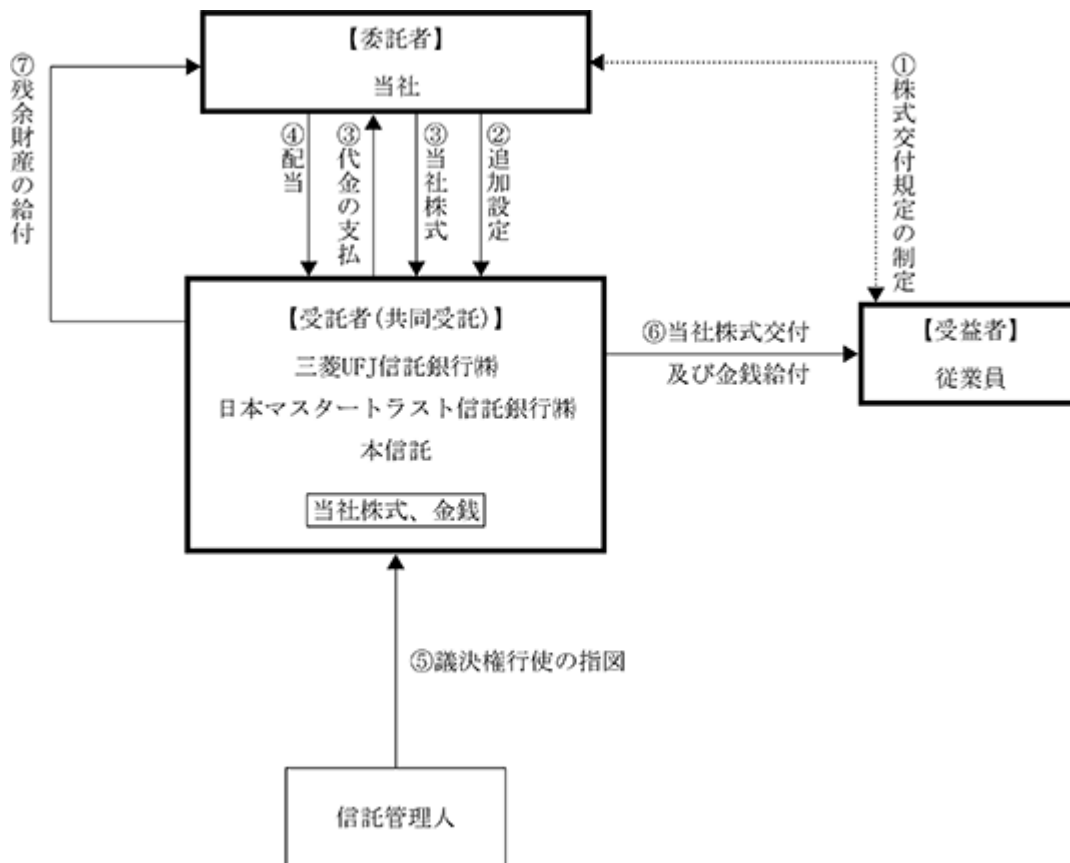
本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

576,300株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

受益者の範囲

株式交付規定に従い、一定の要件を満たす当社従業員

## &lt; 本信託の仕組み &gt;



当社は本プランの継続に際して株式交付規定を新たに制定します。

当社は受益者要件を充足する従業員を受益者として設定した本信託に金銭を追加拠出します。

ESOP信託は上記の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社から予め定める取得期間内に取得します。

ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

株式交付規定に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式またはその売却代金を受領します。

ESOP信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

### c 割当予定先の選定理由

当社では、当社従業員の中長期的な企業価値向上への取り組みの一つとして当社株式の保有を推奨しております。

今回継続を決定しました本制度は、予め定める株式交付規定に基づき当社株式を従業員に交付することから当該従業員は当社株式の株価の上昇による経済的な利益を収受することができるため、更なる当社従業員の勤労意欲の向上に繋がること、ひいては中長期的な企業価値向上へ資すると鑑み、他社の動向も含めてその検討を慎重に進めていました。今般の本制度の継続は、更なる勤労意欲のモチベーションアップに寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。



## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(令和3年5月13日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,724円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記払込金額につきましては、取締役会に出席した当社の監査役全員(3名、うち3名は社外監査役)が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に当社従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.39%(小数点第3位を四捨五入、令和3年4月8日現在の総議決権個数403,074個に対する割合1.43%)と小規模なものです。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規定に従い当社従業員に交付が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
田崎 忠良	東京都渋谷区	8,505,100	21.10	8,505,100	20.80
田崎 ひろみ	東京都渋谷区	7,179,600	17.81	7,179,600	17.56
金親 晋午	東京都港区	4,238,700	10.52	4,238,700	10.37
公益財団法人Tazaki財団	東京都千代田区神田神保町 1丁目105神保町三井ビル ディング14階	4,000,000	9.92	4,000,000	9.78
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	2,567,500	6.37	2,567,500	6.28
株式会社かんぼ生命保険 (常任代理人 株式会社日 本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町2丁 目3番1号(東京都中央区 晴海1丁目8番12号)	1,195,800	2.97	1,195,800	2.93
株式会社日本カストディ銀 行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 番12号	624,200	1.55	624,200	1.53
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(株式付与 ESOP信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	24,980	0.06	601,280	1.47
特定有価証券信託受託者株 式会社SMB信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3 番1号	435,100	1.08	435,100	1.06
JPMBL RE J.P. MORGAN SECURITIES LLC COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三 菱UFJ銀行)	270 PARK AVENU, NEW YORK, USA, 10017(東京都千代田 区丸の内2丁目7-1)	364,700	0.91	364,700	0.89
計	-	29,135,680	72.28	29,711,980	72.67

- (注) 1. 令和3年4月8日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。
3. 上記のほか当社保有の自己株式1,000,775株(令和3年4月8日現在)は、割当後424,475株となります。ただし、令和3年4月9日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。
4. 株式付与ESOP信託の信託財産として保有する24,980株(令和3年4月8日現在)については、自己株式に含んでおりません。
5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、令和3年4月8日現在の総議決権数(403,074個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(5,763個)を加えた数で除した数値です。

**6 【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7 【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8 【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4 【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで) 令和3年3月24日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第1四半期(令和3年1月1日から令和3年3月31日まで) 令和3年5月14日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(令和3年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和3年3月26日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第34期有価証券報告書又は第35期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(令和3年5月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日(令和3年5月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント 本店  
(東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。